

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文 目次

○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（第一条関係）	1
○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（第二条関係）	5
○独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）（第三条関係）	7
○独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）（第四条関係）	10
○独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（第五条関係）	12
○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第十二条関係）	15
○海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（附則第十三条関係）	16
○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（附則第十四条関係）	17
○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第十五条関係）	19
○独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）（附則第十六条関係）	20
○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（附則第十七条関係）	22

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案新旧対照条文
奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金</p> <p>第一節 総則（第四十二条―第四十六条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第四十七条―第五十一条）</p> <p>第三節 業務等（第五十二条―第五十六条）</p> <p>第四節 雑則（第五十七条―第六十条）</p> <p>第五章 雑則（第六十一条・第六十二条）</p> <p>第六章 罰則（第六十三条―第六十九条）</p> <p>附則</p> <p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第十七条 奄美群島市町村が、第十一条第二項第三号に掲げる事項に奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該奄美群島特例通訳案内士育成等事業に係る奄美群島特例通訳案内士については、次項から第十項まで、第六十四条、第六十五条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第六十七条及び第六十九条に定めるところによる。</p> <p>2～10（略）</p> <p>（役員及び職員の秘密保持義務）</p> <p>第五十条 基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金</p> <p>第一節 総則（第四十二条―第四十六条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第四十七条―第四十九条）</p> <p>第三節 業務等（第五十条―第五十四条）</p> <p>第四節 雑則（第五十五条―第五十八条）</p> <p>第五章 雑則（第五十九条・第六十条）</p> <p>第六章 罰則（第六十一条―第六十六条）</p> <p>附則</p> <p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第十七条 奄美群島市町村が、第十一条第二項第三号に掲げる事項に奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該奄美群島特例通訳案内士育成等事業に係る奄美群島特例通訳案内士については、次項から第十項まで、第六十一条、第六十二条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第六十四条及び第六十六条に定めるところによる。</p> <p>2～10（略）</p> <p>（新設）</p>

(役員及び職員 の地位)

第五十一条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五十二条〜第五十四条 (略)

(長期借入金及び奄美群島振興開発債券)

第五十五条 基金は、第五十二条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は奄美群島振興開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2〜6 (略)

第五十六条〜第六十条 (略)

(主務大臣等)

第六十一条 (略)

2〜4 (略)

5 第五十七条第一項及び基金に係る通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、国土交通大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

6〜9 (略)

第六十二条 (略)

第六十三条 第五十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第五十条〜第五十二条 (略)

(長期借入金及び奄美群島振興開発債券)

第五十三条 基金は、第五十条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は奄美群島振興開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2〜6 (略)

第五十四条〜第五十八条 (略)

(主務大臣等)

第五十九条 (略)

2〜4 (略)

5 第五十五条第一項及び基金に係る通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、国土交通大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

6〜9 (略)

第六十条 (略)

(新設)

第六十四条 (略)

第六十五条 (略)

一〇六 (略)

七 第五十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした受託者の役員又は職員

第六十六条・第六十七条 (略)

第六十八条 (略)

一 (略)

二 第五十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第六十九条 (略)

附則

1・2 (略)

3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成三十一年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで、第二章第三節及び第六十二条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

4 基金の役員又は職員であつた者のその職務上知ることのできた秘密については、第五十条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、附則第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5〇7 (略)

8 前項に定めるもののほか、附則第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条 (略)

第六十二条 (略)

一〇六 (略)

七 第五十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした受託者の役員又は職員

第六十三条・第六十四条 (略)

第六十五条 (略)

一 (略)

二 第五十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第六十六条 (略)

附則

1・2 (略)

3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成三十一年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで、第二章第三節及び第六十条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。
(新設)

4〇6 (略)

7 前項に定めるもののほか、附則第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9| 国は、附則第六項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第六条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10| 港湾管理者が、附則第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

8| 国は、附則第五項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第六条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9| 港湾管理者が、附則第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 雑則（第五十七条―第六十一条）</p> <p>第五章 雑則（第六十二条・第六十三条）</p> <p>第六章 罰則（第六十四条―第七十条）</p> <p>附則</p> <p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第十七条 奄美群島市町村が、第十一条第二項第三号に掲げる事項に奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該奄美群島特例通訳案内士育成等事業に係る奄美群島特例通訳案内士については、次項から第十項まで、第六十五条、第六十六条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第六十八条及び第七十条に定めるところによる。</p> <p>2～10（略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第五十八条 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。</p> <p>一 基金に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限</p> <p>二 受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 雑則（第五十七条―第六十条）</p> <p>第五章 雑則（第六十一条・第六十二条）</p> <p>第六章 罰則（第六十三条―第六十九条）</p> <p>附則</p> <p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第十七条 奄美群島市町村が、第十一条第二項第三号に掲げる事項に奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該奄美群島特例通訳案内士育成等事業に係る奄美群島特例通訳案内士については、次項から第十項まで、第六十四条、第六十五条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第六十七条及び第六十九条に定めるところによる。</p> <p>2～10（略）</p> <p>（新設）</p>

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
- 4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五十九条～第七十条 (略)

附則

- 1・2 (略)
- 3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成三十一年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで、第二章第三節及び第六十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。
- 4～10 (略)

第五十八条～第六十九条 (略)

附則

- 1・2 (略)
- 3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成三十一年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで、第二章第三節及び第六十二条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。
- 4～10 (略)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法</p> <p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第十三条―第十五条） 第五章 罰則（第十六条・第十七条） 附則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所とする。</p> <p>（研究所の目的） 第三条 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「研究所」という。）は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法（電子技術を利用した航法をいう。以下同じ。）に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資す</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人海上技術安全研究所法</p> <p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第十三条） 第五章 罰則（第十四条・第十五条） 附則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、国立研究開発法人海上技術安全研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人海上技術安全研究所とする。</p> <p>（研究所の目的） 第三条 国立研究開発法人海上技術安全研究所（以下「研究所」という。）は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。</p>

ることを目的とする。

(資本金)

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第 号）附則第三条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2・3 (略)

(役員)

第六条 (略)

2 研究所に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(業務の範囲)

第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 次に掲げる事項に係る技術に関する基礎的な調査、研究及び開発を行うこと。

イ 港湾の整備、利用及び保全に関すること。

ロ 航路の整備及び保全に関すること。

ハ 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。

ニ 港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること。

ホ 飛行場の整備及び保全に関すること。

三 前号イからホまでに掲げる事項に関する事業の実施に係る技術に関する研究及び開発を行うこと。

四 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及を行うこと。

六 第一号から第三号までの技術及び電子航法に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

(資本金)

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2・3 (略)

(役員)

第六条 (略)

2 研究所に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(業務の範囲)

第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

三 第一号の技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第四章 雑則

(国土交通大臣の指示)

第十三条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十一条第二号若しくは第三号に掲げる業務又は同条第五号に掲げる業務（同条第二号又は第三号に掲げる業務に係るものに限る。）のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

第十四条 (略)

(港湾法の適用の特例)

第十五条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項の規定の適用については、研究所は、国とみなす。この場合においては、同条第四項ただし書中「前項に規定する者」とあるのは、「前項に規定する者（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第五章 罰則

第十六条・第十七条 (略)

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第四章 雑則

(新設)

第十三条 (略)

(新設)

第五章 罰則

第十四条・第十五条 (略)

改正案	現行
<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）は、船員となろうとする者及び船員（船員であった者を含む。以下同じ。）に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）は、船員（船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。）に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。</p>
<p>（事務所）</p> <p>第四条 機構は、主たる事務所を<u>神奈川県</u>に置く。</p>	<p>（事務所）</p> <p>第四条 機構は、主たる事務所を<u>静岡県</u>に置く。</p>
<p>（資本金）</p> <p>第五条 機構の資本金は、<u>附則第五条第二項</u>、<u>独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）</u> <u>附則第九条第一項及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第 号）</u> <u>附則第三条第一項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（資本金）</p> <p>第五条 機構の資本金は、<u>附則第五条第二項及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）</u> <u>附則第九条第一項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。</u></p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（役員）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 機構に、役員として、<u>理事四人以内を置くことができる。</u></p>	<p>（役員）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 機構に、役員として、<u>理事二人以内を置くことができる。</u></p>
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、<u>第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</u></p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、<u>第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</u></p>

<p>一 船員となろうとする者及び船員に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと。</p> <p>二 船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行うこと。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(他の法令の適用の特例)</p> <p>第十四条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条及び同条に基づく政令の規定の適用については、機構は、国とみなす。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第三項の規定の適用については、機構は、国とみなす。この場合においては、同条第四項ただし書中「前項に規定する者」とあるのは、「前項に規定する者(独立行政法人海技教育機構を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>	<p>一 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること。</p> <p>二 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行うこと。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(港湾法の適用の特例)</p> <p>第十四条 (新設)</p> <p>港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第三項の規定の適用については、機構は、国とみなす。この場合においては、同条第四項ただし書中「前項に規定する者」とあるのは、「前項に規定する者(独立行政法人海技教育機構を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>
---	--

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 業務 第一節（略） 第二節 業務の実施方法（第十二条―第十七条の二） 第三節・第四節（略） 第四章―第六章（略） 附則</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一―十二（略） 十三 第九号の業務に係る同号イの賃貸住宅及び前号の賃貸住宅について賃貸住宅の建替え（現に存する賃貸住宅の除却を行うとともに、これらの存していた土地の全部若しくは一部に新たな賃貸住宅の建設（新たに建設する賃貸住宅と一体の賃貸住宅を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）又はこれらの存していた土地に近接する土地に新たにこれらに代わるべき賃貸住宅の建設（複数の賃貸住宅の機能を集約するために行うものに限る。）を行うことをいう。以下同じ。）を行い、並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡を行うこと。 十四―十七（略） 2・3（略） （投資） 第十七条 機構は、業務運営の効率化、提供するサービスの質の向上等</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 業務 第一節（略） 第二節 業務の実施方法（第十二条―第十七条） 第三節・第四節（略） 第四章―第六章（略） 附則</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一―十二（略） 十三 第九号の業務に係る同号イの賃貸住宅及び前号の賃貸住宅について賃貸住宅の建替え（現に存する賃貸住宅を除却するとともに、これらの存していた土地の全部又は一部に新たに賃貸住宅を建設すること（新たに建設する賃貸住宅と一体の賃貸住宅を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）をいう。以下同じ。）を行い、並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡を行うこと。 十四―十七（略） 2・3（略） （投資） 第十七条 機構は、業務運営の効率化、提供するサービスの質の向上等</p>

を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行う事業に投資（融資を含む。以下同じ。）をすることができる。

一～三（略）
2（略）

第十七条の二 機構は、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、民間事業者と共同して、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るための建築物の建設及び管理並びにその敷地の整備又はその用に供する宅地の造成に関する事業に投資をすることができる。

2 前項の規定による投資は、次に掲げる要件に該当する場合に限り、することができるものとする。

一 機構と共同して前項に規定する事業（以下この項において「投資対象事業」という。）に投資をしようとする民間事業者からの要請があること。

二 投資対象事業が行われる土地の区域に、機構が第十一条第一項第一号の業務を行うことを目的として取得した土地（現に機構が所有しているものに限る。）が含まれること。

三 機構が投資対象事業について第十一条第一項第六号の業務を行うこと。

四 投資対象事業を営む者が、専ら当該投資対象事業の実施を目的とする株式会社、合同会社又は特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。第三十七条第二号及び附則第十二条第十項において同じ。）であること。

第三十七条（略）
（金銭債権の信託の受益権の譲渡等）

を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行う事業に投資（融資を含む。）をすることができる。

一～三（略）
2（略）

（新設）

第三十七条（略）
（金銭債権の信託の受益権の譲渡等）

<p>一 (略)</p> <p>二 特定目的会社に譲渡すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>(協議)</p> <p>第四十条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 第五条第二項、第十七条第一項、第十七条の二第一項、第三十四条第一項若しくは第四項、第三十六条、第三十七条又は前条の認可をしようとするとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。)に譲渡すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>(協議)</p> <p>第四十条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 第五条第二項、第十七条第一項、第三十四条第一項若しくは第四項、第三十六条、第三十七条又は前条の認可をしようとするとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）	国立研究開発法人海上技術安全研究所	国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）
（削る）	（削る）	国立研究開発法人港湾空港技術研究所	国立研究開発法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）
（削る）	（削る）	国立研究開発法人電子航法研究所	国立研究開発法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）
（削る）	（削る）	独立行政法人航海訓練所	独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（関係者の協力） 第三十九条の三 国土交通大臣、船舶運航事業者等及びその組織する団体並びに独立行政法人海技教育機構その他の船員教育機関は、日本船舶及び船員の確保に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p>	<p>（関係者の協力） 第三十九条の三 国土交通大臣、船舶運航事業者等及びその組織する団体並びに独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構その他の船員教育機関は、日本船舶及び船員の確保に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>13 附則 第四十六条の規定は、附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第六項、失効前の沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第五條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「その工事の費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法附則第五條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第九項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第十項若しくは第十一項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものとする。</p> <p>14 第四十六条の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第九項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第十項若しくは第十一項の規定による</p>	<p>13 附則 第四十六条の規定は、附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第五項、失効前の沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第五條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「その工事の費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第五項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法附則第五條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第八項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第十項若しくは第十一項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものとする。</p> <p>14 第四十六条の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第八項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第十項若しくは第十一項の規定による</p>

る国の補助に係るものについては、適用しない。

る国の補助に係るものについては、適用しない。

改正案		現行	
別表第二（第二百二十四条の三関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）	国立研究開発法人海上技術安全研究所	国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）
（削る）	（削る）	国立研究開発法人港湾空港技術研究所	国立研究開発法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）
（削る）	（削る）	国立研究開発法人電子航法研究所	国立研究開発法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）
（削る）	（削る）	独立行政法人航海訓練所	独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 施行日の前日に独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航空大学校（以下「施行日前の土木研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き施行日後の土木研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の土木研究所等（国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第 号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）第三条の規定による改正前の国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）第二条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所並びに平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び旧国立研究開発法人電子航法研究所を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の土木研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行</p>	<p>附則 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 施行日の前日に独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航空大学校（以下「施行日前の土木研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き施行日後の土木研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の土木研究所等の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の土木研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の土木研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>

日後の土木研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4
（略）

（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の土木研究所等を退職した者の退職手当に
ついて国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法
律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手
当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行
政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を退職した
者にあつては国立研究開発法人土木研究所の、独立行政法人建築研究
所を退職した者にあつては国立研究開発法人建築研究所の、独立行政
法人交通安全環境研究所を退職した者にあつては独立行政法人自動車
技術総合機構の、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港
湾空港技術研究所及び独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあ
つては国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の、独立行政法
人海技大学校、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航海訓練所を
退職した者にあつては独立行政法人海技教育機構の、独立行政法人航
空大学校を退職した者にあつては独立行政法人航空大学校の理事長は
、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

4
（略）

（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の土木研究所等を退職した者の退職手当に
ついて国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法
律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとさ
れる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手
当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行
政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を退職した
者にあつては国立研究開発法人土木研究所の、独立行政法人建築研究
所を退職した者にあつては国立研究開発法人建築研究所の、独立行政
法人交通安全環境研究所を退職した者にあつては独立行政法人自動車
技術総合機構の、独立行政法人海上技術安全研究所の、独立行政法人
港湾空港技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人港湾空
港技術研究所の、独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあつては国立
研究開発法人電子航法研究所の、独立行政法人海技大学校及び独立行
政法人海員学校を退職した者にあつては独立行政法人海技教育機構の
、独立行政法人航海訓練所を退職した者にあつては独立行政法人航海
訓練所の、独立行政法人航空大学校を退職した者にあつては独立行政
法人航空大学校の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省
各庁の長等とみなす。

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第二条関係） 一〓三十四（略） 三十五 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 三十六及び三十七 削除 三十八・三十九（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一〓三十四（略） 三十五 国立研究開発法人海上技術安全研究所 三十六 国立研究開発法人港湾空港技術研究所 三十七 国立研究開発法人電子航法研究所 三十八・三十九（略）</p>